

河合町議会会議録

令和6年 3月6日 開会

河合町議会

令和6年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （3月6日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○町長の挨拶	6
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	14
○付議事件の一括提案理由の説明	15
○議案第25号の質疑、討論、採決	26
○議案第11号から議案第16号、議案第24号、議案第26号から議案第40号の委員会付託	27
○議案第17号から議案第23号の委員会付託	28
○散会の宣告	29
○署名議員	31

河合町告示第6号

令和6年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6年 2月27日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 6年 3月 6日

2 場 所 河合町議会議場

令和 6 年 3 月 6 日（水曜日）

（第 1 号）

令和6年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月6日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第25号 河合町監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第11号 令和5年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第12号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第13号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議案第24号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第26号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第27号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第28号 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第29号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第30号 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第31号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第32号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第33号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 19 議案第 34 号 河合町水道法施行条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 35 号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 36 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 日程第 22 議案第 37 号 河合町道路線の認定について
- 日程第 23 議案第 38 号 河合町道路線の認定について
- 日程第 24 議案第 39 号 河合町第 5 次障がい者基本計画、河合町第 7 期障がい福祉計画及び河合町第 3 期障がい児福祉計画を定めることについて（別冊）
- 日程第 25 議案第 40 号 河合町高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画を定めることについて（別冊）
- 日程第 26 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 27 議案第 17 号 令和 6 年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第 28 議案第 18 号 令和 6 年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第 29 議案第 19 号 令和 6 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第 30 議案第 20 号 令和 6 年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第 31 議案第 21 号 令和 6 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）
- 日程第 32 議案第 22 号 令和 6 年度河合町水道事業会計予算について（別冊）
- 日程第 33 議案第 23 号 令和 6 年度河合町下水道事業会計予算について（別冊）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 33 まで議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番 杵 本 貴 司

3 番 梅 野 美智代

5 番 中 山 義 英

2 番 常 盤 繁 範

4 番 佐 藤 利 治

6 番 坂 本 博 道

7 番 長谷川 伸 一
9 番 大 西 孝 幸
11 番 岡 田 康 則

8 番 杵 本 光 清
10 番 馬 場 千恵子
12 番 疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	企 画 部 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 長	上 村 卓 也	福 祉 部 長	浮 島 龍 幸
環 境 部 長	石 田 英 毅	まちづくり 推 進 部 長	福 辻 照 弘
ファシリティ マネジメント 推 進 室 長	中 島 照 仁	総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 次 長	佐 藤 桂 三	教 育 委 員 会 長	中 尾 勝 人
教 育 委 員 会 次 長	小 槻 公 男	教 事 務 局 次 長	
		財 政 課 長	松 本 武 彦

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	係 長	阪 本 武 司
主 事	平 井 貴 之		

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第 6 号をもって令和 6 年第 1 回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しております。

よって、令和 6 年第 1 回定例会は成立いたしましたので、開会します。

今定例会より、録画配信を実施いたしますので、その際、傍聴者も撮影映像に入る場合があります。ご了承くださいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶及び令和 6 年度施政方針についてを登壇の上願います。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日、ここに令和 6 年第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

改めまして、開会に先立ち、元旦に起こった能登半島地震でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害を受けられました方々、また、いまだ避難生活を余儀なくされている被災者の皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

開会に当たり、新年度の町政運営についての基本的な考え方や、所信の一端を去年 6 月の所信表明で私が重点項目として位置づけた 5 つの基本的な考えから、令和 6 年度の事業について述べさせていただきます。

現在の我が国には人口減少、少子高齢化に起因する多くの課題を抱えています。我が町も同じ課題を抱えており、統計が示す数値を見ると、全国平均の10年、20年先に行く状況であります。これらを克服し、多世代が快適に安心・安全に暮らせる持続可能なまちづくりを先頭に立って推進していくことが私の使命であると考えています。

そのためにはまちづくり自治基本条例や議会基本条例に基づいて民意を聞き、また情報を共有しながら、町民、議会並びに行政の三者の役割を明確にした協働型の財政運営を主眼として推進していく必要があります。その根幹となる本町の最上位計画として、新長期ビジョンを策定し、将来像実現のための体系を整え、国・県の動向や社会経済情勢なども踏まえ、具体的な事業を実施してまいります。

このまちづくりに取り組むためには財政の再建が第一であります。財政再建を踏まえた新年度予算の全体像についてご説明を申し上げます。

本町の財政状況は、歳入では、地方交付税の増加、歳出では、公債費ピークを越えたことに加え、繰上償還の成果により約1億円減少するなど明るい兆しが見え始めています。

一方で、町民の高齢化や人口減少により、町税の増収が見込めない中、社会保障関係経費や公共施設、社会インフラの老朽化対策などの財政需要の高まりや、燃料費をはじめとする物価の高騰といった社会的影響が見込まれるなど、幾多の課題を抱えています。

このような状況において、令和6年度予算につきましては、歳入において、町税及び譲与税、交付金が微減となる中で、地方交付税の伸びが堅調で、臨時財政対策債を含めて約1億6,000万円の増加と見積み、主要一般財源総額を約51億3,800万円とし、約1億5,500万円、3.1%の増加と見積もりました。

一方、歳出では、山辺・県北西部広域環境衛生組合への負担金、また、緊急内水対策事業、旧第三小学校跡地利用推進事業などの事業費及びそれに伴う財源の大幅な増加により、一般会計の予算総額は90億2,100万円、前年度に比べ16.7%の増となります。事業の実施にあたっては、財政の健全化を視野に入れながら、安定した行財政運営を行っていきたいと考えています。そのためには財源の確保が重要になります。町の主要財源である町税については、負担の公平性の観点からも、適正課税及び徴収率の維持・向上に努めてまいります。あわせて、地籍調査を継続し、将来にわたる公平性の担保につなげたいと思っています。

また、ふるさと納税の返礼品市場は全国的にますます伸びているところで、町内事業者にとっても手軽に販路拡大、新製品発表などが可能であり、ビジネスチャンスだと考えています。このようなメリットを含め、返礼品への登録をしやすい仕組みを改めて整えることで新

規事業者の参入を促すとともに、既存事業者の返礼品数の増加及び付加価値の向上などにより、飛躍的な寄附額アップを図ることで地場産業の活性化、ひいては税収入等の自主財源の確保にもつなげていきます。

さらに観光振興とともに、これまで当町で手薄であった商工業の振興や推進、企業誘致、事業者の育成を図り、事業化予定のない町有地については積極的に貸付けを含めた活用や売却を進めていきます。

次に、災害対策です。

大規模災害への備えとして事業を継続して実施してまいります。不毛田川の内水対策事業は、町民の生命と財産を守る上で必要不可欠な事業であります。自治会、水利組合、事業用地の地権者の皆様など、あらゆる関係者と協働して一日も早い整備を目指してまいります。

令和6年度も用地取得や調整池に関する整備事業を引き続き実施する予定です。ため池の耐震化につきましては、堤体が決壊した場合に、家屋や公共施設などに被害を与えるおそれがある5つのため池の改修を進めております。令和5年度で2つのため池の耐震化が完了いたします。残りの3池についても整備に向けて取り組んでまいります。

橋梁の耐震化につきましては、緊急輸送道路である西名阪自動車道に係る橋の改修を順次行っております。令和6年度は通学路にもなっている平山橋の耐震化に向けた設計業務に着手をいたします。

地籍調査事業につきましては、災害復旧の迅速化、土地境界トラブルの防止、土地取引の円滑化などが期待できますので、早期の調査完了に邁進してまいります。

続きまして、町民の皆様の生活の利便性向上に向けたインフラの維持管理でございます。

誰もが通行しやすい道を目指し、生活道路を中心とした舗装修繕計画を策定して、舗装修繕を計画的に進めてまいります。また、農耕に必要な不可欠となる用水を確保し、良好な営農環境を保つため、井堰機能診断事業につきましては、施設の長寿命化を図ってまいります。

旧第三小学校の利活用事業につきましては、第1期工事として先行して進めている新町立体育館及び防災備蓄倉庫の整備などが間もなく完了し、4月より新たに皆様にご利用いただくことになります。第1期工事の完了に引き続き、主に中央公民館の移転となる第2期工事へと速やかに移行し、快適に様々に活動していただける施設整備に加え、第2期工事においても、起こり得る災害への備えに万全を期するなど、皆様の快適性、安心性を重視した上で、施設全体としてさらなる魅力向上につながる環境整備を全力で進めてまいります。

河合町においても直下型地震や南海トラフ巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況の

中で、町民の皆様の生命、財産を守ることが最も重要であると考えております。取り組むべき課題は多くありますが、旧第三小学校への防災倉庫を整備したことに伴い、令和6年度から計画的に災害備蓄品の充実を図ってまいります。

また、組織改革については、抜本的に組織を見直し、効率的かつ経済的という観点から検討を進めた結果、部、課の統廃合による連携強化や効率化を図った新たな組織に生まれ変わります。

また、これまでに申し上げているとおり、観光担当課を設置し、廣瀬神社の砂かけ祭りや、町に点在する重要な文化財、また本町にある馬見丘陵公園を活かした観光PRを効果的に発信することに加え、観光振興を主としたまちの魅力の創造にも取り組んでまいります。

観光分野では、県営馬見丘陵公園を中心とした県との連携をこれまで以上に密にすることに加え、奈良県北西部の観光や商工の発展に取り組むDMO、（観光地域づくり法人）のWEST NARAに加入し、スケールメリットを活かした観光施策にも参画します。また、来年に控えた大阪万博へのオール奈良での取組にも当町の観光政策の推進力を上げるべく参画をいたします。

業務の遂行や町民サービスの観点では、自治体DX推進計画の3年目であり、令和7年度の完了を目指し、いよいよ大詰めを迎えています。その中で一番の山となる基幹システムの全国標準化については、当町でも準備を怠ることなく、円滑に進めてまいります。

続きまして、子育て・教育環境の充実に関する施策です。

子育て世代の負担軽減のため、これまで未就学児を対象としていた子供に係る福祉医療の現物支給方式について、令和6年8月より18歳到達の年度末まで拡大をいたします。子ども医療助成に係る一部負担金について、通院についての自己負担を奈良県基準により緩和して実施しているところですが、河合町ではさらに保護者の経済的な負担を軽減するため、町単独事業として無償化の検討を進めてまいります。

令和2年度に開園したかがやきの森こども園も4年が経過し、毎年入園希望者が多く、喜んでおります。令和5年度は221名でスタートし、令和6年度は227名でスタートする予定となっております。

国は異次元の少子化対策では、2026年に親の就労の有無にかかわらず、保育施設を利用できるこども誰でも通園制度を進めていくことを打ち出しております。当町でも子ども・子育て支援体制の整備について、これからはしっかり取り組んでまいります。

保健事業では、新型コロナも令和5年5月に5類に移行し、母子教室や訪問事業を従前同

様に実施しております。子育て世代訪問支援事業や産後ケア事業の利用も増えております。さらなる子育て環境の充実を図るため、令和6年度は全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し一体的に相談支援を行う機能を持つこども家庭センターを設置をいたします。国の政策でも、秋には児童手当の拡充があり、対象が高校生まで引き上げられます。この拡充で所得税が撤廃され、第3子以降は増額支給となります。今後も子育て家庭に寄り添える体制を推進してまいります。

学校教育の取組として、就学前の幼児教育と連携を強化するとともに、将来的に小中一貫校を見据える中で、小学校6年間、中学校3年間を通した教育課程の編成、充実に取り組み、学校の授業や家庭学習等の取組について、具体的、体系的、計画的に教育活動を推進いたします。

時代に即した教育の推進に向けて、情報化社会、またグローバル社会に対応できる人材の育成を目指すべく、引き続きICT教育、外国語教育等の充実を図ります。ICT教育に向けては、ICT支援員の配置をはじめ、ICTを効果的にフル活用し、タイピング速度の向上、プログラミング教育などの社会の変化に対応できるよう引き続き実施をいたします。

外国語教育に向けては、聞くこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図るため、イングリッシュプログラムやオンライン英語レッスン等を引き続き実施をし、中学卒業までに英検3級、またそれ以上の級の習得にチャレンジする子供たちを応援をいたします。ほかにも子供たちの学習意欲、学力向上に向けて、算数・数学検定や漢字検定にチャレンジする子供たちを応援をいたします。

町内小中学校の施設については、建築以降かなり年数が経過しており、老朽化が著しい状況となっております。第二中学校の整備として、トイレの洋式化、校舎の劣化状況の把握、受水槽の改築を実施します。国や県の補助等を活用しながら、引き続き教育環境の充実を図ります。

将来の小中学校の規模、配置の適正化に向けて、現状の把握及び課題の分析を行い、学校の未来構想に向けて検討委員会を立ち上げ、取り組んでまいります。

小中学校の給食費等の無償化については、財政状況を考慮した取組となりますが、国の交付金を活用し、令和5年度と同様に、令和6年度も6か月分の半額を補助をいたします。財政状況を鑑み、国や県に対して小中学校の給食費の無償化について要望を続けているところでございます。

町内で最大規模となる史跡大塚山古墳群は、そのうちの大塚山古墳の公有化が完了いたしました。整備基本計画に基づき、令和6年度から整備に関連した発掘調査に着手し、観光資源としての整備活用を目指していきます。町内には古墳以外にも多くの文化財があります。あまり知られてない文化財についても調査を進め、町にゆかりのある偉人にもスポットを当て、観光施策に取り組みながら、広く知っていただけるように情報発信し、活用につなげていきます。

令和6年度から町立体育館は旧第三小学校跡地に移転し、空調設備を備えた体育館として装い新たに運用が始まります。他の公共施設についても改めて多くの知恵を結集して、活性化の方法を探るとともに、整理統合も視野に入れて、将来に過度な負担が残らないよう、また子供の居場所の確保や高齢者にとって利用しやすい施設であることを念頭に置き、公共施設の整備と活用の方向を定めていきます。

また、教育については、青少年の健全育成はもちろん、全ての町民の学びたいという思いをなるべく酌み取り、河合町民大学やスポーツ教室などもニーズに入れて継続していきます。これらの事業を通して、この町の未来を担う子供たちが健やかに育っていき、この町を愛し続けてもらえるような幼少期時代からの環境を整え、子育てをする保護者の負担も可能な限りの範囲で軽減を図ります。

住み続けたい町、住んでみたい町であり続けるためには生活環境の充実は欠かせません。インフラ整備はもちろん、安心して誰もが暮らすためには、ソフト面での取組が必要になります。

高齢者の認知症対策の一環として、身体障害者に該当しない中度難聴者に対して補聴器の購入費用の一部補助を実施いたします。難聴の進行により、コミュニケーション能力の低下が社会的孤立を生み、認知能力を低下させる危険性があると言われております。中度の難聴で会話に困難さを感じている方には、この機会に補聴器の購入を検討してもらい、以前と同様に会話を楽しんでいただき、その結果、認知症予防につながればよいと思います。

少子高齢化による各地区のコミュニケーション力の低下や犯罪の多様化に対応するため、各地区独自で防犯カメラを設置する大字自治会も出てきております。これらの動向を踏まえ、町としても住民自治に何らかの協働の実践が求められると判断し、大字自治会が設置する防犯カメラに対して、河合町防犯カメラ設置事業補助金の創設をいたします。この事業を通して、大字自治会により防犯上危険な場所へ防犯カメラを設置していただき、かつ、これまで同様に地域の防犯活動を継続いただき、防犯、犯罪抑止をともに進めていきたいと思ってお

ります。

通学路の交通安全施策整備事業では、登下校時の児童生徒の安全確保の強化を図るため、学校、保護者、警察、自治会、そして行政が一丸となって取り組んでまいります。

道路上の安全に関する新規事業といたしまして、道路附属物であるカーブミラーの点検事業を実施いたします。地震発生時や台風など強風によって構造物の劣化のために転倒し、道路を塞いでしまうことや歩行者などに被害が及ぶことは予想できますので、事業化をし、取り組んでまいります。まずは通学路を中心として試験的に実施してまいります。

生活に欠かせないごみ処理に関しましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合ごみ処理施設における令和7年度本格稼働に向け、仮ストックヤードの実施設設計や建設に着手をいたします。全体のごみ減量化についても引き続き取り込んでいくとともに、清掃工場を含めた今後のごみ処理運営の在り方の総合的な計画を策定し、不燃ごみ等の広域化参加について最終的な方向性を示してまいりたいと考えております。

「すな丸号」については、令和5年7月から「すな丸号利用向上検討会」を設置し、住民の声を取り入れることで、さらなる利便性の向上を図れるよう継続して議論をしていただいています。令和6年度中に完成が見込まれるイオン西大和跡地の商業施設や、令和7年4月の公民館移転に伴い、拠点や運行ルートの再編も踏まえつつ、地域交通の在り方を検討して進めています。

空き家対策について、全国的に問題となっている空き家は町内においても増加傾向にあります。河合町空家等対策の推進に関する条例に基づき、管理されずに放置されている管理不全空き家等や特定空家等の所有者等に対して適切な対応を図り、利活用及び流通促進策として、株式会社カチタスとの連携の推進や、「かわい空家等対策プラットホーム」の設置、危険空き家の解体補助金も引き続き進めてまいります。

公営住宅の対策について、財政負担の削減、施設の長寿命化を目的に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、入居戸数の減少及び老朽化した住宅の用途廃止、また長寿命化を図る住宅は、計画に基づき整備を進めております。また、住宅の有効活用策として、用途の見直しも進めてまいります。このほか町を活性化させる取組も継続して進めていきます。

産直市は5,000人を超える人が集う河合町オリジナルの一大イベントであります。町内で栽培された安心・安全、新鮮な農産物と、先月に包括的連携協定を締結した和歌山県すさみ町の海産物販売をメインとした住民同士の地域間交流から始まったイベントです。町の活性化策として、商工会、福祉団体等との連絡を通じて、今後も町の魅力発信の一つとし、子供

からお年寄りまで世代を超えて楽しんでいただける地域間交流を深める活性化を図ってまいります。

荒廃農地利活用事業、たんぼの楽耕は、家族連れ、女性の参加も増加をしており、町内の参加者の口コミにより、町外から参加の問合せも増えております。子供には自然の中で野菜作りを通じて食育、女性には畑で井戸端会議をコンセプトに、河合町に住んでみたい、住み続けたいを目標に掲げ、また、新規就農に導く事業展開とともに、河合町への愛着を醸成していきます。

特産品開発として始まった大和の黒豆KAWA I B L A C Kは、地産地消の根幹を担う学校給食をはじめ、好評をいただいております。3年目を迎え、今後はさらなる品質の向上、加工品開発、ふるさと納税の返礼品としても活用することにより、ブランド力、知名度の向上を図ってまいります。

高齢化や人口減少による影響で農業従事者が減少し、耕作放棄地が増加しています。そこで、農地が利用されやすいよう農地の集約化等に向けた取組として、筆ごとの農地の10年後の姿を明確化する農地地域計画を策定してまいります。

以上、新年度の施政方針及び施策の概要を申し上げます。私が公約で示した若者と高齢者、現代世代が共に楽しく暮らせる河合町をつくるため、行政はもとより町議会、また町民の皆様とともに一歩ずつ前進していくためのこれらの施策について、議員各位並びに町民の皆様には予算案及び関連条例へのご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、令和6年度の施策の一環とさせていただきます。

大変ご清聴ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、6番、坂本博道議員、7番、長谷川伸一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

2月27日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より会期等について報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 議会運営委員会より報告いたします。

去る2月27日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月6日より3月22日までの17日間といたします。

次に、会期日程でございます。本日6日が本会議。

一般質問は、7日木曜日、8日金曜日の午前9時30分からといたします。

総務文教委員会を11日月曜日午前10時からとします。

厚生建設常任委員会を11日月曜日午後1時30分からといたします。

常任委員会の予備日は12日火曜日午前10時からといたします。

予算審査特別委員会は13日水曜日午後1時30分から、14日木曜日午前9時半から、15日金曜日午前9時半からの予定です。

なお、15日金曜日の午後は予算審査特別委員会の予備日といたします。

本会議最終日は22日金曜日午前10時からといたします。

なお、本日に審議いたしますのは議案第25号を上程し、審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日6日より22日までの17日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より、議案11号より第40号までの30議案、諮問第1号の1諮問について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（佐藤壮浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、令和6年3月定例議会に上程いたされました議案第11号から議案第40号までの30議案、諮問第1号の1諮問の合計31案件について、順次ご説明いたします。

議案第11号 令和5年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,640万1,000円を追加し、予算総額を84億9,810万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、3ページ、上段をお願いします。

合計5事業で、1億8,734万4,000円を計上しております。

第3条、地方債の補正につきましても3ページをお願いします。

3事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を9億9,433万3,000円とするものでございます。今回の補正は主に決算見込みに伴う増減となっておりますので、それ以外のものについて説明させていただきます。

それでは、内容について、歳出からご説明いたします。

14、15ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、退職手当組合負担金の不足見込みにより、2,866万4,000円増額するものでございます。

同じく目11減災基金費では、緊急内水対策事業費の一部繰越しに伴い、積み立てすべき県費の減少により、8,038万円減額。

同じく目12財政調整基金費では、歳入歳出予算の財源調整として567万4,000円減額するものでございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、戸籍住民基本台帳システムの改修費として1,086万4,000円増額するもので、国庫補助率が100%となっております。

20、21ページの下段をお願いいたします。

款7土木費、項3河川費、目1河川総務費では、緊急内水対策事業で調整池を整備すると
して4,000万円増額するもので、国庫補助率が50%となっております。

22、23ページ中段をお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目2小学校教育振興費では、教科書改訂に伴い、教職員用指
導書及び教科書の購入費として716万5,000円増額。

同じく項3中学校費、目1中学校管理費では、令和5年度国の補正予算により、第二中学
校のトイレを改修するとして6,868万7,000円増額するもので、国庫補助率が3分の1となっ
ております。

次に、歳入について説明します。

8、9ページをお願いします。

款13分担金及び負担金では、決算見込みにより、保育所保育料を106万6,000円増額するも
のでございます。

款15国庫支出金のうち、項1の国庫負担金では、事業の決算見込みに伴う財源の増減とし
て、合計948万7,000円減額。

項2の国庫補助金では、新規事業の財源や既存事業の決算見込みに伴う財源の増減として、
合計2,826万9,000円増額するものでございます。

10、11ページをお願いします。

款16県支出金のうち、項1の県負担金では、事業の決算見込みに伴う財源の増減として、
合計280万2,000円減額。

項2の県補助金では、事業の決算見込みに伴う財源の減少として、合計8,199万3,000円減
額。

款19繰入金では、歳入歳出予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を4,500万6,000円
増額するものでございます。

12、13ページをお願いします。

款21諸収入のうち、目2の雑入では、事業の決算見込みに伴う財源の減少及び一部事務組
合からの返還金による増加、また、目3の過年度収入では、国及び県負担金の精算に伴う増
加により、合計904万2,000円増額するものでございます。

款22町債では、新規事業等の財源として、合計7,730万円増額するものでございます。

以上、歳入歳出6,640万1,000円の増額補正となっております。

議案第12号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ926万7,000円を追加し、予算総額を20億6,181万9,000円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みに伴うものとなっております。

それでは、内容について歳出からご説明いたします。

8、9ページをお願いします。

款13国民健康保険事業費納付金、項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分では733万2,000円の増額。

同じく項3介護納付金分、目1介護納付金分では193万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について説明します。

6、7ページをお願いします。

款6繰入金のうち、項1の繰入金では、合計1,007万5,000円増額。

項2の基金繰入金では80万8,000円減額するものでございます。

以上、歳入歳出926万7,000円の増額補正となっております。

議案第13号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,970万9,000円を減額し、予算総額を6億6,789万7,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお願いします。

1事業で500万円を計上しております。

第3条、地方債の補正につきましても3ページをお願いします。

2事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を1億2,200万円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みに伴うものとなっております。

それでは、内容について歳出からご説明いたします。

12、13ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、消費税中間納付額の確定に伴い、355万3,000円減額。

款2公共下水道事業費、項1公共下水道事業費の目3公共下水道建設費及び目6下水道ストックマネジメント事業費では、合計1,266万8,000円減額。

款3流域下水道事業費、項1流域下水道事業費、目1流域下水道事業費では285万7,000円減額するものでございます。

14、15ページをお願いします。

款4 公債費、項1 公債費、目2 利子では63万1,000円減額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

8、9ページをお願いします。

款1 使用料及び手数料では6,200万2,000円減額。

款2 国庫支出金では330万円減額。

款5 繰入金では5,727万5,000円増額。

款7 町債では1,130万円減額。

款9 県支出金では38万2,000円減額するものでございます。

以上、歳入歳出1,970万9,000円の減額補正となっております。

議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、保健事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ101万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を20億9,261万6,000円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みに伴うものとなっております。

それでは、内容について歳出からご説明いたします。

10、11ページをお願いします。

款4 地域支援事業費、項2 包括的支援事業任意事業費、目6 在宅医療介護連携推進事業費では451万7,000円減額。

款7 諸支出金、項3 地域密着型サービス施設整備事業費、目1 地域密着型サービス施設整備事業費では350万円増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

6、7ページをお願いします。

款1 保険料では660万円減額。

款4 国庫支出金では173万9,000円減額。

款6 県支出金では合計263万円増額。

款7 繰入金のうち、項1 の一般会計繰入金では87万円減額。

8、9ページをお願いします。

項2 の基金繰入金では556万2,000円増額するものでございます。

以上、歳入歳出101万7,000円の減額補正となっております。

議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてございま

す。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ548万3,000円を追加し、予算総額を4億9,187万7,000円とするものでございます。

それでは、内容について歳出からご説明いたします。

8、9ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金では、納付金額確定により、548万3,000円増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

6、7ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料では1,000万円増額。

款4繰入金では451万7,000円減額するものでございます。

以上、歳入歳出548万3,000円の増額補正となっております。

議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、中山台池公園内で施工しています西大和配水池関連施設築造工事において電気設備に変更が生じたため、資本的支出の配水設備工事費を2,250万円増額するものでございます。

次の議案第17号から議案第23号までの7議案につきましては、令和6年度河合町一般会計並びに4特別会計、2企業会計の当初予算となっております。これらの議案につきましては、予算書及び予算に関する説明書と予算案の概要により簡単に説明させていただきます。

それでは、議案第17号 令和6年度河合町一般会計予算について説明させていただきます。

予算書3ページ並びに予算案の概要の15ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を90億2,100万円と定め、前年度当初予算額との比較では12億9,100万円の増額、率で16.7%の増となっております。

第2条、債務負担行為につきましては、予算書10ページをお願いします。

地方自治法第214条の規定により、後年度に債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めるものであり、表のとおり3事業、限度額を1億4,906万2,000円とするものでございます。

第3条、地方債につきましては、予算書11ページをお願いします。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、表のとおり10事業、限度額を18

億9,810万円とするものでございます。

第4条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を15億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

議案第18号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算書263ページ並びに予算案の概要の87ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を19億7,400万円と定め、前年度予算額との比較では7,600万円の減額、率で3.7%の減となっております。

第2条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

議案第19号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算書297ページ並びに予算案の概要の89ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を166万円と定め、前年度予算額との比較では36万円の増額、率で27.7%の増となっております。

議案第20号 令和6年度河合町介護保険特別会計予算につきましては、予算書313ページ並びに予算案の概要の91ページをお願いします。

保健事業勘定につきましては、第1条、歳入歳出予算で予算の総額を21億2,300万円と定め、前年度予算額との比較では6,400万円の増額、率で3.1%の増となっております。

第2条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保健事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めております。

議案第21号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算につきましては、予算書351ページ並びに予算案の概要の105ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を5億3,600万円と定め、前年度予算額との比較では5,100万円の増額、率で10.5%の増となっております。

議案第22号 令和6年度河合町水道事業会計予算につきましては、別冊の水道事業会計予算書1ページ並びに予算案の概要の107ページをお願いします。

第2条、業務の予定量は、予算書のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を5億4,919万2,000円と定め、前年度予算額との比較では121万8,000円の増額、率で0.2%の増、また、支出額を5億

4,900万6,000円と定め、前年度予算額との比較では1,520万6,000円の増額、率で2.8%の増となっております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を1億8,841万6,000円と定め、前年度予算額との比較では5億6,248万4,000円の減額、率で74.9%の減、また、支出額を1億7,465万4,000円と定め、前年度予算額との比較では5億5,739万9,000円の減額、率で76.1%の減となっております。

第5条、企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、表のとおり3事業、限度額を1億2,940万円とするものでございます。

第6条、一時借入金につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、その範囲を営業費用と営業外費用及び特別損失との間と定めるものでございます。

第8条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費4,712万9,000円と定めるものでございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額につきましては100万円と定めるものでございます。

議案第23号 令和6年度河合町下水道事業会計予算につきましては、別冊の下水道事業会計予算1ページ並びに予算案の概要の111ページをお願いします。

第2条、業務の予定量は予算書のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額及び支出額ともに7億1,948万1,000円と定めております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を3億1,456万円、支出額を4億4,911万1,000円と定めております。

なお、下水道事業会計につきましては、令和6年度に特別会計から企業会計に移行するため、前年度予算額との比較では皆増となっております。

第4条の2、特例的収入及び支出につきましては、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額をそれぞれ6,827万9,000円及び2,195万円と定めるものでございます。

第5条、企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、表のとおり3事業、限度額を1億6,770万円とするものでございます。

第6条、一時借入金につきましては、限度額を1億1,800万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、その範囲を営業費用と営業

外費用及び特別損失との間と定めるものとさせていただきます。

第8条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費1,427万9,000円と定めるものとさせていただきます。

第9条、他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助を受ける金額として1億5,058万7,000円と定めるものとさせていただきます。

議案第24号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が廃止されることに伴い、条例にて同表を引用している箇所について所要の改正を行うものとさせていただきます。なお、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものです。

議案第25号 河合町監査委員に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正されるため、条例にて同法の規定を引用している箇所について所要の改正を行うものとさせていただきます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第26号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保という目的により改正された同法の趣旨に沿い、本町の会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するために、河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正するものとさせていただきます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第27号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、奈良県では平成29年度に策定した第1期の国保運営方針に基づ

き、被保険者負担の公平化を実現するため、県内保険料水準の統一を進めてまいりましたが、このたび国民健康保険法第82条の3第1項の規定に基づき、奈良県が算定した市町村標準保険料率を参考に決定した県内統一保険料率に合わせた税率改正の実施に伴い、条例の一部を改正するとともに、令和5年3月31日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令により、後期高齢者支援金の賦課限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第28号 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、奈良県下全市町村が18歳到達年度末までの子供の医療費助成を現物給付方式による助成方法に変更することに伴い、現行では6歳到達年度末までとしている現物給付方式による助成の対象年齢を18歳到達年度末までに拡大するために、河合町子ども医療費助成条例等の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和6年8月1日から施行するものです。

議案第29号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、介護保険料は、介護保険事業計画によって算定された保険料額を課しており、令和6年度から令和8年度までの間は第9期介護保険事業計画の期間に当たるため、同計画で算定された保険料額を課するため、賦課に係る規定を改正するとともに、保険料の標準段階が9段階から13段階へと変更となることへの改正を行うものでございます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第30号 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、要介護認定の方のケアマネジメントを実施する指定介護支援事業所の運営基準等について、人員基準の緩和、同一敷地内以外の職務の兼任を可能とする管理者の条件の緩和、やむを得ない身体的拘束をした場合の詳細の記録の保存が求められること、定期的なモニタリングを実施する際に、テレビ電話等の活用が許可されたこと、運営規定の概要、職員の体制、運営するための重要事項などの掲示の際のウェブサイトへの掲載の義務づけ等の内容について、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第31号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につい

てでございます。

このことにつきましては、1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、要支援1、2を対象としたケアマネジメントは、従来地域包括支援センターが市町村の指定を受けて実施していましたが、令和6年4月からは一定の条件を満たした一般の居宅介護予防支援事業者も市町村の指定を受けて介護予防支援を実施できるように見直されたことから、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第32号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、地域密着型サービス事業における人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正するもので、緊急かつやむを得ない場合を除き、サービス提供時に身体的拘束を行ってはならない規定を設け、また、やむを得ず身体的拘束を行った場合の詳細な記録の保存義務や運営規定の概要、職員の体制、運営するための重要事項などの掲示の際のウェブサイトへの掲載の義務づけ等の内容について、条例の一部を改正するものでございます。

また、施設系サービス事業所については、やむを得ず身体的拘束をする際には、拘束の適正化を図るために様々な措置を講ずることや、利用者の安全や介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、必要な検討を行うことや、入所者の病状の急変に対応するための協力医療機関についての諸条件を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第33号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、要支援を対象とした地域密着型サービス事業における人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正するもので、基準の改正内容については、議案第32号と同じ内容となっております。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第34号 河合町水道法施行条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年5月26日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法等の一部が改正され、水道整備管理行政の機能強化を図るため、権限が厚生労働省から国土交通省に移管されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第35号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和6年2月9日に公布された非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第36号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、令和5年5月26日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法等の一部が改正され、水道整備管理行政の機能強化を図るため、権限が厚生労働省から国土交通省に移管されることに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第2項の規定に基づき協議するに当たり、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。変更後の規約は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第37号 河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましては、当該路線は都市計画法に基づく開発行為により設置された後、本町に移管された道路であり、道路法第8条第1項の規定に基づく河合町道路線に認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号 河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましても、議案第37号と同様に、開発行為により設置された後、本町に移管された道路を河合町道路線に認定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号 河合町第5次障がい者基本計画、河合町第7期障がい福祉計画及び河合町第3期障がい児福祉計画を定めることについてでございます。

このことにつきましては、現計画の計画期間が令和5年度末をもって終了することから、令和6年度以降の3年間の障がい福祉事業を計画的に実施することを目的として策定するものであり、河合町議会基本条例第21条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号 河合町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を定めることについてでございます。

このことにつきましては、現計画の計画期間が令和5年度末をもって終了することから、令和6年度以降の3年間の新たな計画を策定するものでございます。高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者に対する老人福祉事業について、また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、河合町における要介護、要支援認定者の人数、介護サービスの利用状況を踏まえて、今後3年間のサービス料を見込み、サービスを提供する体制を確保し、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるために策定するものであり、河合町議会基本条例第21条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、委員任期の満了に伴い、門口昌義氏を新たに法務大事に推薦するために、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なお、履歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、上程いたされました31案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） 暫時休憩します。

再開は1時20分といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時20分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第25号 河合町監査委員に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第25号 河合町監査委員に関する条例の一部改正については可決されました。

◎議案第11号から議案第16号、議案第24号、議案第26号から議案第40号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第11号、日程第5、議案第12号、日程第6、議案第13号、日程第7、議案第14号、日程第8、議案第15号、日程第9、議案第16号、日程第10、議案第24号、日程第11、議案第26号、日程第12、議案第27号、日程第13、議案第28号、日程第14、議案第29号、日程第15、議案第30号、日程第16、議案第31号、日程第17、議案第32号、日程第18、議案第33号、日程第19、議案第34号、日程第20、議案第35号、日程第21、議案第36号、日程第22、議案第37号、日程第23、議案第38号、日程第24、議案第39号、日程第25、議案第40号、日程第26、諮問第1号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

議案第11号、議案第24号、議案第26号、議案第35号を総務文教常任委員会に付託します。

議案第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号を厚生建設常任委

員会に付託いたします。

諮問第1号につきましては、最終日に審議いたします。

◎議案第17号から議案第23号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第27、議案第17号、日程第28、議案第18号、日程第29、議案第19号、日程第30、議案第20号、日程第31、議案第21号、日程第32、議案第22号、日程第33、議案第23号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は、予算審査特別委員会といたします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「協議をお願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 協議をお願いします。今まで私も委員長というか、副委員長をさせていただいたこともございますけれども、やはり平等に今までやってない方がやるべきだと。皆さんがそういうふうなことを経験することが大切じゃないかなと私は思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 議長一任と言うんですが、一応委員の構成について今言われていて、議長一任ということでもいいんですが、一応意思は十分存じてませんので、ちょっと従来のように議長を除く全員で委員会を構成したらどうかというふうな意見としては言うときたいと

思っております。

以上です。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私のほうからも申入れをさせていただきたいんですけども、後々行われる協議の場では、決算に際しては監査委員さんという形のものの話ありましたけれども、今回の予算審査に関しましては、議長を除く全議員を委員とするという形で行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時40分

○議長（疋田俊文） 再開します。

議案第17号から第23号までの審議は、議長を除く全員で構成される予算審査特別委員会に付託いたします。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には、岡田康則議員、同副委員長には大西孝幸議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって、散会いたします。

閉会 午後 1 時 4 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一